

定 款

株式会社 サニックスホールディングス

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社サニックスホールディングスと称し、
英文では、SANIX HOLDINGS INCORPORATEDと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること、ならびにこれに関連または付帯する一切の事業を営む事を目的とする。

- (1) 殺虫、殺鼠ならびに建築物衛生管理、整備に関する工事および機器の製造、販売
- (2) 建築物ならびに木材の防虫、防腐、防湿に関する管理および工事
- (3) 防湿材および防湿機器の製造、販売
- (4) 医薬品、医薬部外品、劇物、毒物、農薬の製造、販売
- (5) 各種ソーラー機器および空調機器の国内・海外における製造、販売、輸出入業務ならびに研究
- (6) 古物売買ならびに古物品の受託販売
- (7) 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業および以上に関する設計・施工・監理業務
- (8) 産業廃棄物の収集業、運搬業、中間処分業、再生業および最終処分業ならびに一般廃棄物の受託による収集業、運搬業、中間処分業、再生業および最終処分業
- (9) プラスチック原料、ゴム原料、繊維原料、鉄・非鉄原料および製紙原料の輸出入業務
- (10) プラスチック加工製品、ゴム製品、繊維製品、鉄・非鉄加工製品、紙製品の輸出入業務
- (11) 空気および水に関する環境調和機器の製造販売ならびに輸出入業務
- (12) 断熱材の製造・販売業務
- (13) 水処理装置全般の設計、施工および製作販売
- (14) 電気供給事業、ガス供給事業および熱供給事業法に基づく熱供給事業
- (15) 電気供給事業、ガス供給事業および熱供給事業法に基づく熱供給事業に関するプラント建設に伴う企画、コンサルタント業務
- (16) 電気事業
- (17) 電気機械器具・給湯装置等の販売、リース、設置、運転および保守
- (18) 電気、ガス、石油、石炭、温暖化ガス排出権等の売買
- (19) コンピューターによる情報処理および情報提供に関する事業
- (20) インターネット等のネットワークを利用した商品の売買およびこれらのシステムの設計、開発、運用、保守
- (21) 自動車、機器のリースおよび仲介業
- (22) 不動産の売買、賃貸、管理

- (23) 総合警備保障業務
- (24) 倉庫業、貨物自動車運送事業ならびに貨物運送取扱事業
- (25) 消火器具および消火装置の製造、販売
- (26) 清掃用具・用品の賃貸借ならびにリサイクル商品の販売
- (27) 飲食業
- (28) 前各号に関する調査、研究、技術指導ならびにこれらのコンサルタント業務および技術・ノウハウの仲介・販売業務
- (29) 農産物・畜産物の加工、販売ならびにこれらに供するための資材の製造、販売
- (30) 農産物・畜産物の加工、販売に関する業務受託および経営指導
- (31) 肥料・飼料の製造、販売
- (32) 有価証券の保有、運用、管理および売買その他の投資事業
- (33) 動産（機械、車両、機器、ソフトウェアなど）の賃貸業務
- (34) 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を福岡市に置く。

（公告方法）

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第5条 当社の発行可能株式総数は、1億6,350万株とする。

（単元株式数）

第6条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

（単元未満株式の売渡請求）

第7条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当社に請求することができる。

（単元未満株式の権利制限）

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （3）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （4）前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株式取扱規則)

第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

4. 監査等委員である取締役の補欠者の予選に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(代表取締役および役付取締役)

第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役との責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第32条 当社は監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第43条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める事ができる。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、9月30日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第45条 配当金が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。